

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
 - 生活保護法による施術者の指定(〃)
 - 生活保護法による診療所の休止(〃)
 - 生活保護法による診療所等の廃止(〃)
 - 指定老人訪問看護事業者の指定(医務薬事課)
 - 土地区画整理組合の解散の認可(都市計画課)
 - 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(〃)

告 示

鳥取県告示第三百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(病院、診療所又は薬局)

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|----------------|------------|
| わらべ薬局 | 鳥取市湖山町東三丁目六七 | 平成十年三月二十六日 |
| みどり薬局 | 米子市両三柳三三八―五 | 平成十年四月一日 |
| 五千石調剤薬局 | 米子市八幡七〇三―一 | 〃 |
| ばくろうまち薬局 | 米子市博労町一丁目一三三―二 | 〃 |
| 株式会社太陽堂薬局 | 倉吉市上井二七―一 | 〃 |
| おくだこどもクリニック | 鳥取市湖山町東三丁目六七 | 平成十年四月六日 |
| みやじ歯科 | 米子市両三柳二七四〇 | 平成十年四月八日 |
| 石津クリニック | 倉吉市昭和町一丁目二二〇 | 平成十年四月十一日 |
| 小林薬局ロータリー店 | 倉吉市昭和町一丁目二二―二 | 〃 |

| | | |
|------------|-------------|------------|
| 伊藤歯科医院鳥取医院 | 鳥取市栄町四〇一 | 平成十年四月十四日 |
| 林整形外科 | 鳥取市津ノ井二四八一一 | 平成十年四月二十一日 |

(指定訪問看護事業者等)

| 名 称 | 主たる事務所 の所在地 | 訪問看護ステーション の名称 | 訪問看護ステーション の所在地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|-----------------|----------------------|--------------------|------------|
| 医療法人 養和会 | 米子市上後藤 三丁目五一 | える・もーる訪問看護 ステーション | 米子市角盤町一丁目六 ○ | 平成十年四月二十一日 |

鳥取県告示第三百四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------|------------|------------|
| 豊川整骨院 | 鳥取市古海七五〇一五 | 平成十年四月二十一日 |

鳥取県告示第三百四十七号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 休 止 年 月 日 |
|--------|---------------|-----------|
| 面谷外科医院 | 鳥取市吉方温泉四丁目三二五 | 平成十年四月一日 |

鳥取県告示第三百四十八号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|----------------------|--------------|------------|
| 医療法人仁厚会藤井内科 クリニック | 倉吉市東巖城町一八三二二 | 平成十年三月三十一日 |

株式会社太陽堂薬局

倉吉市上井町一丁目八一七

ク

鳥取県告示第三百四十九号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成十年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | | |
|-----------|--------------|-----------------|--------------|-----------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 老人訪問看護ステーションの名称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| 医療法人佐々木医院 | 西伯郡中山町田中六四六一 | はまなす訪問看護ステーション | 西伯郡中山町田中六四六一 | 平成十年五月一日 |

鳥取県告示第三百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、鳥取市本場的場土地区画整理組合の解散を平成十年五月七日認可したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、米子市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画娯楽・レクリエーション地区
- 二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目三二〇